

平成30年12月27日

朝倉市長 林裕二様

公益社団法人 甘木朝倉法人会
会長 矢野清博

平成31年度税制改正要望事項

項目	課題
消費税引き上げに伴う措置	<p>軽減税率は、中小企業者の事務負担を大幅に増すことになり、導入すべきではない。特に小売業や飲食業においては加重な負担となると思われる。</p> <p>低所得者対策としては別の措置（給付措置等）でおこなうべきである。</p> <p>また、事業者の事務負担を考慮すれば、平成35年10月に導入される予定の適格請求書保存方式（インボイス方式）は見直すべきである。</p>
財政健全化	プライマリーバランスの均衡化が未だおこなわれておらず、徹底的な行政改革をおこなうとともに、税制の大幅な見直し等により、早期のプライマリーバランスの均衡化を図るべきである。
法人税の実効税率	<p>中小企業の軽減税率（現行15%）については、現行の税率を恒久化するべきである。それとともに現在の所得金額の上限である800万円を2,000万円程度に引き上げることが望ましい。</p> <p>事業承継税制については、平成30年度税制改正により大きく改正されたが、時限立法ではなく、恒久化すべきである。</p>
法人税	<p>役員給与について、原則損金不算入としている法人税法第34条を改正し、原則損金算入とすること。</p> <p>退職給与引当金については、従業員の雇用に伴って年次的に債務が生じることを反映するものであることから、損金算入すべきである。</p> <p>賞与引当金についても、企業会計上は当然に費用とされているものであり、損金算入とすべきである。</p>

	<p>適用額明細書については、実際に他の別表を添付していることから、二重の事務負担が生じている。事務負担の観点から廃止すべきである。</p>
相続税	<p>平成27年度税制改正により基礎控除額が引き下げられたことから、税負担が増している。従来程度まで基礎控除を引き上げるべきである。また、個人事業者の青色申告特別控除については、引き上げを求める。(現行65万円)</p>
印紙税	<p>近年の商取引においては、電子を媒体とするなど、様々な取引形態が生じており、紙の文書に貼付する印紙については、廃止すべきである。</p>
地方税関係	<p>事業所税については、都市部の納税者の大きな負担となっており、廃止すべきである。</p> <p>償却資産に係る固定資産税制度は抜本的に見直すべきである。法人は自由に決算期を定めることができるが、償却資産に係る固定資産税の申告は1月31日と定められており、二重の事務負担となっている。決算期に併せて申告できるよう改正すべきである。</p>

平成30年12月27日

朝倉市議会 議長 中島秀樹様

公益社団法人 甘木朝倉法人会
会長 矢野清博

平成31年度税制改正要望事項

項目	課題
消費税引き上げに伴う措置	<p>軽減税率は、中小企業者の事務負担を大幅に増すことになり、導入すべきではない。特に小売業や飲食業においては加重な負担となると思われる。</p> <p>低所得者対策としては別の措置（給付措置等）でおこなうべきである。</p> <p>また、事業者の事務負担を考慮すれば、平成35年10月に導入される予定の適格請求書保存方式（インボイス方式）は見直すべきである。</p>
財政健全化	プライマリーバランスの均衡化が未だおこなわれておらず、徹底的な行政改革をおこなうとともに、税制の大幅な見直し等により、早期のプライマリーバランスの均衡化を図るべきである。
法人税の実効税率	<p>中小企業の軽減税率（現行15%）については、現行の税率を恒久化するべきである。それとともに現在の所得金額の上限である800万円を2,000万円程度に引き上げることが望ましい。</p> <p>事業承継税制については、平成30年度税制改正により大きく改正されたが、時限立法ではなく、恒久化すべきである。</p>
法人税	<p>役員給与について、原則損金不算入としている法人税法第34条を改正し、原則損金算入とすること。</p> <p>退職給与引当金については、従業員の雇用に伴って年次的に債務が生じることを反映するものであることから、損金算入すべきである。</p> <p>賞与引当金についても、企業会計上は当然に費用とされているものであり、損金算入とすべきである。</p>

	<p>適用額明細書については、実際に他の別表を添付していることから、二重の事務負担が生じている。事務負担の観点から廃止すべきである。</p>
相続税	<p>平成27年度税制改正により基礎控除額が引き下げられたことから、税負担が増している。従来程度まで基礎控除を引き上げるべきである。また、個人事業者の青色申告特別控除については、引き上げを求める。(現行65万円)</p>
印紙税	<p>近年の商取引においては、電子を媒体とするなど、様々な取引形態が生じており、紙の文書に貼付する印紙については、廃止すべきである。</p>
地方税関係	<p>事業所税については、都市部の納税者の大きな負担となっており、廃止すべきである。</p> <p>償却資産に係る固定資産税制度は抜本的に見直すべきである。法人は自由に決算期を定めることができるが、償却資産に係る固定資産税の申告は1月31日と定められており、二重の事務負担となっている。決算期に併せて申告できるよう改正すべきである。</p>